

あんなかの おしごと通信 Vol.20

安中市で行っている取り組みや事業を紹介します。

家庭で不要になったパソコンを無料回収します

市では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、7月1日から、家庭で不要になったパソコンの宅配便による無料回収を始めます。



- パソコン内に保存してあるデータはご自分で消去してください(無料消去ソフトの提供や有料消去のサービスもあります)。
- パソコンを含むダンボール1箱分(3辺の合計が140cm以下、重さ20kg以内)の回収料金が無料になります(CRT(ブラウン管)モニターについては別途費用がかかります)。
- ほかの小型家電、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能です。
- ファクシミリでの申込みの場合、専用申込用紙を市ホームページからダウンロードしてください。また、□環境政策課、□総合案内、□総務管理課窓口に配置してあります。
- 回収方法、回収対象品目などの詳細の問合せ、電話での申込みについては、下記の問合せ先へご連絡ください。

問合せ▼

リネットジャパンリサイクル(株) ホームページ(<https://www.renet.jp>)



問合せ・申込み専用窓口(☎0570-085-800(午前10時~午後5時))

□環境政策課廃棄物対策係(☎内線1881)

農地パトロールを実施します

news

本農業委員会事務局 (☎内線1452)

「農地パトロール」は、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握および発生防止・解消、また、農地の違反転用防止と早期発見を目的とし、全国の農業委員会組織で統一して実施します。

実施期間▼7月～11月

対象農地▼市内すべての農地

実施内容▼

- ①遊休農地および耕作者が不在または不在となるおそれのある農地の把握(荒廃農地調査を含む)
- ②農地法の許可(届出)案件の履行状況の確認
- ③農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業による利用権設定など農地の利用状況の確認
- ④農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正
- ⑤相続税または贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況の確認
- ⑥仮登記農地の利用状況の確認
- ⑦営農型発電設備(太陽光パネルなど)の設置に係る下部農地における適切な営農状況の確認
- ⑧農業者年金制度に係る特定処分対象農地および加算対象農地などの利

用状況の確認

⑨過去の調査において、すでに荒廃農地と区分されている農地の再生状況および再生後の利用状況の確認

その他▼

実施にあたっては、全国農業会議所の農地パトロール(利用状況調査)実施要領に準拠して調査を行います。

農地を所有している人へ

農地の遊休化が進むと、害虫の温床や有害鳥獣の住処、火災の発生源になる恐れがあり危険です。また、ゴミの不法投棄の場所になります。こともあり、周辺の農地や住民に大変な迷惑をかけることになりますので、除草や草刈り、病害虫駆除などの農地の適正管理をお願いします。